

平成26年度

共済年金の改定について

～0.7%引き下げの改定が行われます～

平成26年1月31日に総務省から「平成25年平均の全国消費者物価指数」の対前年比変動率が0.4%、平成26年度の年金額改定に用いる「名目手取り賃金変動率」は0.3%となった旨発表されました。

年金額は物価変動に応じて改定されますが、現在、特例水準の段階的な解消が実施されており、物価の変動がなければ4月より1.0%の減額が予定されていたことを踏まえ、平成26年度の年金額は0.7%の引下げとなります。（改定時期は4月分が支払われる6月支給期となります。）

年金額の改定について

法律上、本来想定している年金額（以下「本来水準の年金額」という）の改定については、現役世代の賃金水準に連動する仕組みとなっています。新規裁定者の年金額は名目手取り賃金変動率によって改定し、既裁定者の年金額は購買力を維持する観点から物価変動率により改定することとされています。ただし、給付と負担の長期的な均衡を保つなどの観点から、賃金水準の変動よりも物価水準の変動が大きい場合には、既裁定年金も名目手取り賃金変動率で改定される旨が法律に規定されています。

26年度の本来水準の年金額は、26年度の年金額改定に用いる名目手取り賃金変動率（0.3%）よりも物価変動率（0.4%）が高くなるため、名目手取り賃金変動率（0.3%）によって改定されます。

本来の年金額より高い水準（特例水準）で支払われている現行の年金額は、平成24年に成立した法律に基づき、特例水準の段階的な解消（▲1.0%）と本来の改定ルールによる年金額の上昇率（0.3%）を合わせた改定がされるため、▲0.7%の改定となります。